

☆催し物は、10日号は15日以降、25日号は30日以降の情報を掲載します。

〔例〕 4/13に開催されるものは4/10号に掲載できないため、3/25号以前の号でお申し込みください。

### ○タウン情報(催し物)申請 受付期限

	10日号希望の場合	25日号希望の場合
4 月	3 / 1	3 / 16
5 月	3 / 31	4 / 15
6 月	5 / 1	5 / 16
7 月	5 / 31	6 / 15
8 月	7 / 1	7 / 16
9 月	8 / 1	8 / 16
10 月	8 / 31	9 / 15
11 月	10 / 1	10 / 16
12 月	10 / 31	11 / 15
1 月	—	前年12 / 16
2 月	1 / 4	1 / 16
3 月	1 / 29(1 / 30)	2 / 13(2 / 14)

※( )内は閏年の場合の期限日

※上記の日が土・日曜、祝日にあたる場合は、直後の開庁日を期限日とする